

福岡県公報

平成19年8月8日
第2712号
増刊 ①

目次

告示(第1494号)

平成19年度一般会計予算及び特別会計予算 (財政課) 1

告示

福岡県告示第1494号

平成19年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成19年6月第2回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

平成19年度福岡県一般会計予算

平成19年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,532,722,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		648,523,601
	1 県 民 税	206,209,421
	2 事 業 税	190,630,808
	3 地 方 消 費 税	93,430,622
	4 不 動 産 取 得 税	20,831,535
	5 県 た ば こ 税	11,487,058
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,274,468
	7 自 動 車 税	66,168,666
	8 鉦 区 税	7,038
	9 自 動 車 取 得 税	16,406,535
	10 軽 油 引 取 税	41,697,605
	11 狩 猟 税	46,567

(単位：千円)

款	項	金額
	12 産 業 廃 棄 物 税	327,235
	13 旧 法 に よ る 税	6,043
2 地 方 消 費 税 清 算 金		98,730,026
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	98,730,026
3 地 方 譲 与 税		4,764,339
	1 地 方 道 路 譲 与 税	3,725,694
	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	280,139
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	758,506
4 地 方 特 例 交 付 金		5,039,274
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,372,730
	2 特 別 交 付 金	2,666,544
5 地 方 交 付 税		256,553,549
	1 地 方 交 付 税	256,553,549
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,837,960

	1 交通安全対策特別交付金	1,837,960
7 分担金及び負担金		9,436,922
	1 分担金	844,144
	2 負担金	8,592,778
8 使用料及び手数料		17,959,091
	1 使用料	9,160,127
	2 手数料	8,798,964
9 国庫支出金		177,879,815
	1 国庫負担金	94,577,976
	2 国庫補助金	79,276,417
	3 委託金	4,025,422
10 財産収入		9,162,581
	1 財産運用収入	4,435,416
	2 財産売払収入	4,727,165
11 寄附金		1

(単位：千円)

款	項	金額
	1 寄附金	1
12 繰入金		27,410,050
	1 特別会計繰入金	5,290,005
	2 基金繰入金	22,120,045
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		101,680,130
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,408,397
	2 県預金利子	211,408
	3 公営企業貸付金元利収入	2,400,024
	4 貸付金元利収入	76,311,263
	5 受託事業収入	5,481,674
	6 収益事業収入	7,712,930
	7 利子割精算金収入	97,610

	8 雑 入	7,056,824
15 県 債		173,744,900
	1 県 債	173,744,900
歳 入 合 計		1,532,722,240

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,915,362
	1 議 会 費	2,915,362
2 総 務 費		67,906,092
	1 総 務 管 理 費	28,259,157
	2 企 画 費	10,843,468
	3 徴 税 費	17,879,467
	4 市 町 村 振 興 費	4,516,318
	5 選 挙 費	3,582,321

(単位：千円)

款	項	金額
	6 防 災 費	1,093,549
	7 統 計 調 査 費	1,029,921
	8 人 事 委 員 会 費	282,477
	9 監 査 委 員 費	419,414
3 保 健 福 祉 費		252,279,547
	1 保 健 福 祉 管 理 費	61,525,783
	2 高 齢 者 福 祉 費	44,753,583
	3 児 童 家 庭 費	26,451,203
	4 障 害 者 福 祉 費	23,583,126
	5 健 康 対 策 費	9,947,589
	6 生 活 衛 生 費	1,060,825
	7 医 薬 費	3,297,474
	8 監 査 保 護 費	31,162,751
	9 社 会 福 祉 費	50,497,213

4 環 境 費		4,428,559
	1 環 境 費	4,428,559
5 生 活 労 働 費		8,863,412
	1 県 民 生 活 費	3,824,238
	2 労 政 費	1,650,955
	3 職 業 訓 練 費	2,892,653
	4 失 業 対 策 費	208,097
	5 労 働 委 員 会 費	287,469
6 農 林 水 産 業 費		70,815,491
	1 農 業 費	14,581,316
	2 畜 産 業 費	1,780,578
	3 農 地 費	31,110,864
	4 林 業 費	12,926,866
	5 水 産 業 費	10,415,867
7 商 工 費		71,816,242

(単位：千円)

款	項	金額
	1 商 業 費	65,252,007
	2 工 鉱 業 費	6,301,168
	3 観 光 費	263,067
8 土 木 費		168,045,959
	1 土 木 管 理 費	18,327,733
	2 道 路 橋 り よ う 費	72,889,456
	3 河 川 海 岸 費	39,052,231
	4 港 湾 費	4,582,319
	5 都 市 計 画 費	22,306,802
	6 住 宅 費	9,355,740
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	1,531,678
9 警 察 費		134,626,113
	1 警 察 管 理 費	131,030,733
	2 警 察 活 動 費	3,595,380

10 教 育 費		400,861,258
1 教 育 総 務 費		33,129,034
2 小 学 校 費		143,868,750
3 中 学 校 費		83,530,655
4 高 等 学 校 費		70,253,613
5 特 別 支 援 学 校 費		26,883,387
6 社 会 教 育 費		4,966,952
7 保 健 体 育 費		1,456,656
8 大 学 費		4,045,934
9 私 立 学 校 費		32,726,277
11 災 害 復 旧 費		2,824,989
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		1,190,131
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		1,634,858
12 公 債 費		170,752,749
1 公 債 費		170,752,749

(単位：千円)

款	項	金額
13 諸 支 出 金		176,386,467
	1 利 子 割 交 付 金 等	173,986,467
	2 公 営 企 業 貸 付 金	2,400,000
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		1,532,722,240

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
九州歯科大学施設整備費	平成20年度	326,631千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成19年度から平成30年度まで	3,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県火災共済協同組合の支払資金融資に対する損失補償	平成19年度から平成24年度まで	250,000千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成19年度から平成30年度まで	1,009,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興センターに対する損失補償	平成19年度から平成32年度まで	150,000千円
中小企業無担保融資推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成19年度から平成30年度まで	352,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成20年度から平成40年度まで	360,426千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 3,000,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成20年度から平成30年度まで	15,776千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 200,000千円
特定農産加工業体質強化資金利子補給	平成20年度から平成30年度まで	6,301千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 200,000千円
中山間地域活性化資金利子補給	平成20年度から平成35年度まで	9,321千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 300,000千円
農業経営体育成資金利子補給	平成20年度から平成45年度まで	66,701千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 2,700,000千円

事 項	期 間	限 度 額
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成20年度から平成35年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 500,000千円 49,638千円
農業災害対策資金利子補給	平成20年度から平成23年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 300,000千円 5,418千円
農業災害対策資金損失補償	平成19年度から平成27年度まで	3,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成20年度から平成44年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 300,000千円 4,713千円
養豚経営再建支援資金利子補給	平成20年度から平成34年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 50,000千円 626千円
農地保有合理化促進特別事業損失補償	平成19年度から平成25年度まで	679,938千円
広域営農団地農道整備事業費	平成20年度から平成22年度まで	1,750,000千円
漁業近代化資金利子補給	平成20年度から平成35年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 1,200,000千円 85,066千円
漁業経営安定資金利子補給	平成20年度から平成23年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 12,700千円 252千円
栽培漁業センター設備整備費	平成20年度	77,679千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金及び公営企業金融公庫資金の借入れに対する債務保証	平成19年度から平成39年度まで	建設資金借入金1,745,000千円及び利子に相当する額
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成19年度から平成39年度まで	建設資金借入金3,792,000千円

福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成19年度から平成39年度まで	建設資金借入金44,147,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成19年度から平成29年度まで	業務資金借入金8,012,121千円及び利子に相当する額	
道路交通安全施設整備費	平成20年度		190,000千円
道路改良費	平成20年度から平成22年度まで		3,540,000千円
道路改築費	平成20年度		76,000千円
緊急地方道路整備事業費	平成20年度		852,000千円
橋りょう架換費	平成20年度		235,000千円
都市基盤河川改修費補助金	平成20年度から平成21年度まで		378,500千円
街路緊急地方道路整備事業費	平成20年度		620,000千円
被災住宅補修利子補給	平成20年度から平成24年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 37,500千円	1,086千円
公営住宅建設費	平成20年度		2,249,040千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成20年度		215,720千円
放置駐車確認業務費	平成20年度		94,313千円
老朽校舎改築費	平成20年度		940,422千円

事 項	期 間	限 度 額
高等学校再編整備費	平成20年度	1,628,138千円
九州歴史資料館整備費	平成20年度	2,442,356千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	37,800	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
直轄空港事業負担金	600,600			
保健福祉施設整備事業費	3,363,800			
自然公園整備事業費	68,900			
石綿健康被害救済基金負担金	29,100			
生活労働施設整備事業費	38,000			
農林水産施設整備事業費	892,100			
農地事業費	4,067,600			
林道事業費	1,634,700			
治山事業費	2,325,100			
水産事業費	1,534,600			
河川事業費	11,520,400			
砂防事業費	3,528,800			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸事業費	600,400			
港湾事業費	1,039,000			
福岡北九州高速道路公社 出資	2,655,000			
都市計画事業費	2,399,900			
道路事業費	33,159,200			
鉄道整備事業負担金	13,375,800			
直轄事業負担金	15,014,300			
公営住宅建設事業費	3,243,800			
警察施設整備事業費	2,590,400			
教育施設整備事業費	9,502,500			
災害復旧事業費	620,500			
福岡北九州高速道路公社転貸	2,758,000			
退職手当	15,000,000			
臨時財政対策	42,144,600			

計	173,744,900		
---	-------------	--	--

平成19年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成19年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 64,277 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		64,277
	1 財 産 運 用 収 入	64,277
歳 入 合 計		64,277

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		64,277
	1 積 立 金	64,277
歳 出 合 計		64,277

平成19年度福岡県公債管理特別会計予算

平成19年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,855,378千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		197,714,378
	1 一 般 会 計 繰 入 金	170,651,802
	2 基 金 繰 入 金	27,062,576
2 県 債		263,141,000
	1 県 債	263,141,000
歳 入 合 計		460,855,378

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		460,855,378
	1 公 債 費	460,855,378
歳 出 合 計		460,855,378

平成19年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成19年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 283,453 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		283,452
	1 諸 収 入	283,452
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		283,453

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		288
	1 事 務 費	288
2 繰 出 金		283,165
	1 一 般 会 計 繰 出 金	283,165

歳 出 合 計

283,453

平成19年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成19年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,040,774千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		494,343
	1 諸 収 入	494,343
2 繰 入 金		16,150
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,150
3 繰 越 金		530,281
	1 繰 越 金	530,281
歳 入 合 計		1,040,774

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費		1,040,774
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費	1,040,774

歳 出 合 計

1,040,774

平成19年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成19年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,518 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		26,518
	1 財 産 運 用 収 入	26,518
歳 入 合 計		26,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		26,518
	1 基 金 積 立 金	26,518
歳 出 合 計		26,518

平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441,451千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		22,382
	1 一 般 会 計 繰 入 金	22,382
2 繰 越 金		180,000
	1 繰 越 金	180,000
3 諸 収 入		205,308
	1 諸 収 入	205,308
4 県 債		33,761
	1 県 債	33,761
歳 入 合 計		441,451

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金助成事業費		441,451
	1 農業改良資金助成事業費	441,451
歳 出 合 計		441,451

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付事業費	33,761	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

平成19年度福岡県県営林造成事業特別会計予算

平成19年度福岡県県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,251,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使 用 料	37
2 国庫支出金		14,076
	1 国庫補助金	14,076
3 財産収入		3,257
	1 財産売却収入	3,257
4 繰入金		879,382
	1 一般会計繰入金	879,382
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		9,375
	1 雑 入	9,375

7 県	債	1,345,500	
	1 県	債	1,345,500
歳 入 合 計		2,251,628	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		2,251,628
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	2,251,628
歳 出 合 計		2,251,628

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 林 造 成 事 業 費	1,345,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成19年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成19年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 544,164 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,658
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,658
2 繰 越 金		476,071
	1 繰 越 金	476,071
3 諸 収 入		66,435
	1 諸 収 入	66,435
歳 入 合 計		544,164

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 助 成 事 業 費		544,164
	1 林 業 改 善 資 金 助 成 事 業 費	544,164

歳 出 合 計

544,164

平成19年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成19年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,635千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,129
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,129
2 繰 越 金		84,505
	1 繰 越 金	84,505
3 諸 収 入		117,001
	1 諸 収 入	117,001
歳 入 合 計		204,635

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費		204,635
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	204,635

歳 出 合 計

204,635

平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,875,921千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		117,142
	1 一 般 会 計 繰 入 金	117,142
2 諸 収 入		2,388,289
	1 雑 入	2,388,289
3 繰 越 金		1,237,304
	1 繰 越 金	1,237,304
4 県 債		133,186
	1 県 債	133,186
歳 入 合 計		3,875,921

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		1,491,401
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	1,491,401
2 公 債 費		2,384,520
	1 公 債 費	2,384,520
歳 出 合 計		3,875,921

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入 資金貸付事業費	133,186	証書借入の方法により独立行政法人中小 企業基盤整備機構から起債する。	年1.60%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103 号）第28条の規定に基づく業務方法書の定 めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもって これにあてる。

平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 75,392 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		75,392
	1 財 産 運 用 収 入	75,392
歳 入 合 計		75,392

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		75,392
	1 積 立 金	75,392
歳 出 合 計		75,392

平成19年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成19年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,741,801 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 巨瀬川開発事業費収入		3,077,717
	1 国庫補助金	1,477,500
	2 繰入金	122,717
	3 県債	1,477,500
2 那珂川開発事業費収入		9,883,114
	1 国庫補助金	2,523,606
	2 分担金及び負担金	4,208,204
	3 繰入金	287,004
	4 県債	2,523,600
	5 諸収入	340,700
3 祓川開発事業費収入		4,780,970
	1 国庫補助金	1,387,872

	2 分担金及び負担金	1,281,299
	3 繰入金	723,999
	4 県債	1,387,800
歳入合計		17,741,801

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 巨瀬川開発事業費		3,077,717
	1 巨瀬川開発事業費	3,077,717
2 那珂川開発事業費		9,883,114
	1 那珂川開発事業費	9,883,114
3 祓川開発事業費		4,780,970
	1 祓川開発事業費	4,780,970
歳出合計		17,741,801

第2表 継 続 費

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 巨瀬川開発事業費	1 巨瀬川開発事業費	巨瀬川開発事業費	36,993,272	51	100,000	37,115,989	51	100,000
				52	204,000		52	204,000
				53	34,000		53	34,000
				54	8,195		54	8,195
				55	62,639		55	62,639
				56	50,000		56	50,000
				57	90,000		57	90,000
				58	90,000		58	90,000
				59	103,106		59	103,106
				60	120,000		60	120,000
			61	125,779	61	125,779		
			62	153,815	62	153,815		

				63	226,412		63	226,412
				元	681,877		元	681,877
				2	859,990		2	859,990
				3	680,745		3	680,745
				4	1,303,363		4	1,303,363
				5	1,988,147		5	1,988,147
				6	1,672,863		6	1,672,863
				7	831,056		7	831,056
				8	499,471		8	499,471
				9	454,322		9	454,322
				10	1,533,037		10	1,533,037
				11	1,170,601		11	1,170,601
				12	1,072,541		12	1,072,541
				13	1,094,631		13	1,094,631
				14	1,564,681		14	1,564,681

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後				
			総額	年度 年割額	総額	年度 年割額	年割額		
				15	2,802,842		15	2,802,842	
				16	2,916,082		16	2,916,082	
				17	3,115,179		17	3,115,179	
				18	3,111,305		18	3,111,305	
				19	4,000,000		19	3,077,717	
				20	1,110,000		20	1,110,000	
				21	3,162,593		21	4,207,593	
2	那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	109,470,236	63	150,000	110,324,350	63	150,000
					元	307,220		元	307,220
					2	364,215		2	364,215
					3	372,846		3	372,846
					4	466,942		4	466,942
					5	529,024		5	529,024
					6	544,587		6	544,587

				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
				11	764,463		11	764,463
				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	11,900,000		19	9,883,114
				20	11,300,000		20	11,300,000
				21	8,800,000		21	8,800,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				22	4,300,000		22	4,300,000
				23	3,600,000		23	3,600,000
				24	13,500,000		24	13,500,000
				25	11,200,000		25	11,200,000
				26	12,200,000		26	12,200,000
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	441,171		29	3,312,171
3 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	70,150,411	2	156,221	71,139,381	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917

				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208
				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,800,000		19	4,780,970
				20	4,500,000		20	4,500,000
				21	5,600,000		21	5,600,000
				22	7,200,000		22	7,200,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				23	8,400,000		23	8,400,000
				24	8,900,000		24	8,900,000
				25	7,400,000		25	7,400,000
				26	7,100,000		26	7,100,000
				27	4,100,000		27	4,100,000
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	684,070		29	1,692,070

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
巨瀬川開発事業費	1,477,500	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
那珂川開発事業費	2,523,600			
祓川開発事業費	1,387,800			
計	5,388,900			

平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,840,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		476,305
	1 使 用 料	476,305
2 繰 入 金		1,467,388
	1 一 般 会 計 繰 入 金	380,388
	2 基 金 繰 入 金	1,087,000
3 県 債		6,102,500
	1 県 債	6,102,500
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		122,813
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	122,812

6 財 産 収 入		671,133
	1 財 産 運 用 収 入	4,052
	2 財 産 売 払 収 入	667,081
歳 入 合 計		8,840,140

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		2,646,298
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	2,646,298
2 公 債 費		6,193,842
	1 公 債 費	6,193,842
歳 出 合 計		8,840,140

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	3,968,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,649,657 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		10,253,088
	1 分担金及び負担金	4,551,156
	2 国庫補助金	2,759,000
	3 繰入金	448,107
	4 県債	1,051,200
	5 諸収入	17,676
	6 使用料	504
	7 繰越金	1,425,445
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,499,615
	1 分担金及び負担金	1,708,556
	2 国庫補助金	933,300
	3 繰入金	458,231

	4 県 債	387,900
	5 諸 収 入	11,386
	6 使 用 料	242
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,411,383
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	563,632
	2 国 庫 補 助 金	203,000
	3 繰 入 金	93,152
	4 県 債	121,200
	5 諸 収 入	430,353
	6 使 用 料	46
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		377,505
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	221,207
	2 国 庫 補 助 金	7,000
	3 繰 入 金	98,957
	4 県 債	34,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5 諸 収 入	16,341
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		3,083,980
	1 分担金及び負担金	778,175
	2 国庫補助金	1,562,700
	3 繰入金	217,450
	4 県債	486,600
	5 諸 収 入	4,857
	6 使 用 料	4
	7 繰越金	34,194
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		1,850,305
	1 分担金及び負担金	719,180
	2 国庫補助金	501,600
	3 繰入金	252,341
	4 県債	324,700

	5 諸 収 入	52,484
7 矢部川流域下水道 事業費収入		3,250,683
	1 分担金及び負担金	721,672
	2 国庫補助金	1,511,500
	3 繰入金	312,258
	4 県債	594,700
	5 諸 収 入	110,553
8 遠賀川中流域下水道 事業費収入		1,428,872
	1 分担金及び負担金	340,619
	2 国庫補助金	531,750
	3 繰入金	206,515
	4 県債	265,800
	5 諸 収 入	84,188
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		494,226
	1 分担金及び負担金	127,251

(単位：千円)

款	項	金額
	2 国庫補助金	236,000
	3 繰入金	12,975
	4 県債	118,000
歳入合計		25,649,657

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		10,253,088
	1 御笠川那珂川流域下水道費	10,253,088
2 多々良川流域下水道費		3,499,615
	1 多々良川流域下水道費	3,499,615
3 宝満川流域下水道費		1,411,383
	1 宝満川流域下水道費	1,411,383
4 宝満川上流流域下水道費		377,505

	1 宝満川上流流域下水道費	377,505
5 築後川中流右岸流域下水道費		3,083,980
	1 築後川中流右岸流域下水道費	3,083,980
6 遠賀川下流流域下水道費		1,850,305
	1 遠賀川下流流域下水道費	1,850,305
7 矢部川流域下水道費		3,250,683
	1 矢部川流域下水道費	3,250,683
8 遠賀川中流流域下水道費		1,428,872
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,428,872
9 明星寺川雨水流域下水道費		494,226
	1 明星寺川雨水流域下水道費	494,226
歳 出 合 計		25,649,657

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成20年度		3,944,500千円
多々良川流域下水道建設費	平成20年度		1,468,500千円
宝満川流域下水道建設費	平成20年度		357,000千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成20年度から 平成21年度まで		1,851,000千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成20年度		541,500千円
矢部川流域下水道建設費	平成20年度から 平成21年度まで		3,002,500千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成20年度		240,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	3,350,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成19年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成19年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,287,105千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		7,178,950
	1 使 用 料	6,388,875
	2 国 庫 補 助 金	92,956
	3 繰 越 金	324,501
	4 諸 収 入	372,617
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		108,155
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	108,154
歳 入 合 計		7,287,105

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		7,100,553
	1 県 営 住 宅 管 理 費	7,100,553
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		86,552
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	86,552
3 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		7,287,105

平成19年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 95,526 人 | 外来患者 | 32,634 人) |
| (3) 一日平均患者数 | (入院患者 | 261 人 | 外来患者 | 111 人) |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		2,577,116 千円
第1項 医 業 収 益		1,712,198 千円
第2項 医 業 外 収 益		624,203 千円
第3項 特 別 利 益		240,715 千円

支 出

第1款 病院事業費	4,301,149 千円
第1項 医業費用	2,285,141 千円
第2項 医業外費用	389,768 千円
第3項 特別損失	1,625,240 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	1,576,941 千円
第1項 負担金	931,294 千円
第2項 他会計からの長期借入金	115,272 千円
第3項 補助金	180,000 千円
第4項 固定資産売却代金	350,375 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,576,941 千円
第1項 企業債償還金	1,576,941 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 41,509 千円

(2) 交際費 34 千円

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44,030 千円である。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成19年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 48,826,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		486,427 千円
第1項 営業収益		482,219 千円
第2項 財務収益		2,980 千円
第3項 事業外収益		1,228 千円
	支	出
第1款 電気事業費		483,680 千円
第1項 営業費用		452,712 千円

第2項 財務費用	6,167 千円
第3項 事業外費用	14,801 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,082千円は過年度分損益勘定留保資金32,789千円及び繰越利益剰余金処分額6,293千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			39,082 千円
第1項 建設改良費			27,789 千円
第2項 企業債償還金			6,293 千円
第3項 予備費			5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 164,027 千円

(2) 交際費 340 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成19年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数 | 52事業所 |
| (2) 総給水量 | 40,175,550立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 110,070立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益			1,631,040 千円
第1項 営業収益			1,628,724 千円
第2項 営業外収益			2,316 千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費			1,500,499 千円

第1項 営業費用	1,220,312 千円
第2項 営業外費用	260,187 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額801,088千円は過年度分損益勘定留保資金471,996千円及び繰越利益剰余金処分量329,092千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	79,000 千円
第1項 企業債	79,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	880,088 千円
第1項 建設改良費	334,941 千円
第2項 企業債償還金	535,147 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西瀬戸内臨海工業用水道事業費	平成20年度	179,055千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道建設費	79,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、79,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	184,483千円
(2) 交際費	197千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成19年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 白石地区臨海工業用地造成事業	土地造成	365,000平方メートル
(2) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	土地造成	251,000平方メートル
(3) 磯光内陸部工業用地造成事業	土地造成	258,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 造成事業収益			418 千円
第1項 営業外収益			418 千円
	支	出	
第1款 造成事業費			263,824 千円
第1項 営業費用			263,800 千円

第2項 営業外費用 24 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額135,536千円は繰越利益剰余金処分額135,536千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 4,373,015 千円

第1項 工業用地造成事業収入 15 千円

第2項 企業債 1,973,000 千円

第3項 他会計借入金 2,400,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 4,508,551 千円

第1項 造成事業費 2,108,551 千円

第2項 他会計借入金償還金 2,400,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
前原IC南地区工業用地造成事業	平成20年度から平成22年度まで	1,536,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業費	1,973,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、34,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 113,495 千円
- (2) 交際費 713 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
1 処分する資産	土 地	臨海工業用地 京都郡苅田町大字与原字白石	平方メートル 322,000	売 払 い

平成19年7月19日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています